

育児休業給付延長手続き リーフレット解説



育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

育児休業給付金の支給対象期間延長について 『保育が実施されない場合』の相談事例をご確認ください

育児休業給付金の支給対象期間延長の対象は、職場に復帰するために保育所等の入所を希望し申し込みをしたが、子の1歳に達する日の翌日（誕生日）に入所できない場合に限定されます。

以下の2つが要件となりますので、ご注意ください。

重要！

1. 市区町村で保育所等の入所申し込みを行う

2. 入所申し込み時に 入所希望日を1歳の誕生日以前とする

例えば、令和3年10月1日生まれの子の場合、1歳の誕生日である令和4年10月1日までの日を入所希望日として申し込む必要があります。

※誕生日の属する月の1日を入所希望日とすることが一般的です

- 入所可能か市区町村に問い合わせをするだけでは支給対象期間延長はできません。入所の申し込みが必要です。
- 入所申し込みの際に、入所希望日を1歳の誕生日の翌日以降とした場合は、支給対象期間延長はできません。ただし、例外として、支給対象期間延長が認められる場合があります。
→詳しい事例は裏面をご確認ください。
- 1歳6か月から2歳までの延長要件の確認も同様に行います。

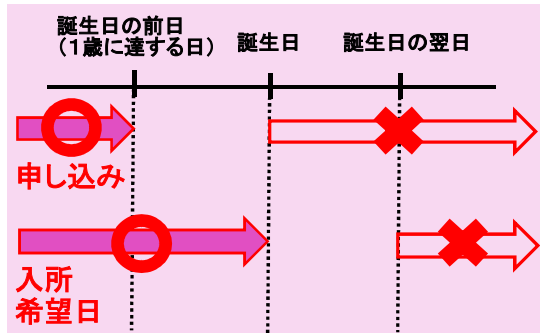


左記のとおり、育児休業給付金

の延長手続きについては、

- 職場に復帰するために、1歳の誕生日までに保育所へ入所できるよう**1歳の誕生日の前日までに申し込み**を行う
- ①の結果、入所ができなかった
- ハローワークに入所ができなかった旨の通知（**不承諾通知、保留通知等**）を提出

という流れになります



下記のケースは原則 給付金延長不可

うちの子供は2月で1歳。
4月からの入所を希望している
ので、4月1日を入所希望日
にして申し込みました！



【理由】申し込み希望日が誕生日の翌日以降
(やむを得ない事情がある場合は裏面参照)



自治体から「子供の誕生月には入所受付を実施していない
と言われたので、申し込みをし
ませんでした。

【理由】申し込みをしていない

POINT 上記 重要！ の ② について

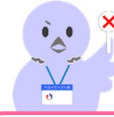
- 誕生日の属する月の1日を入所希望日とすることが一般的です。
 - ・例 2/15が誕生日→2/1から入所できるように希望する。
 - ・誕生月よりも前の日付を入所希望日として申し込みを行い、※1誕生日時点まで有効な保留通知等が発行されている場合には、誕生月時点でいまだ保育が行われていないことを証明する自治体等の通知か、疎明書が必要となります。
- 誕生月において自治体で申し込み受け付けを行っていない場合は、**前月の入所申し込み**が必要です!!
 - ・前月も受け付けを行っていないなど、その他特殊なケースについては裏面をご覧ください。

※1 申し込み入所希望月から年度末まで継続して入所の審査をし、入所できる場合のみ連絡します等の記載があるもの

裏面へ

POINT 左記

事例① について



給付金延長不可

ケース①

子供が病気がちで通えるか心配。
自己判断で入所は難しいと判断し、
自治体への確認や相談はしませんでした。



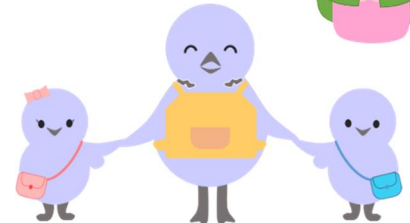
給付金延長不可

ケース②

医師から、保育園の入所は控えたほうが
いいかもしれないと言われたので、
申し込みはしませんでした。



どちらのケースも**申し込みを行
ったが、受付できないとされた
事実が必要となります。**



ご相談の多い事例

事例①

入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、申し込みを行わなかった場合 **×問い合わせのみでは延長できません**

支給対象期間延長は認められません。

ただし、入所申し込み受け付けができないとされた理由が、以下のような場合は、申し込みを行えなかった旨の疎明書をもって対応できることがあります。

- 子が病気や障害により特別な配慮が必要で、市町村から保育体制が整備されていない等の理由により、入所申し込み受け付けができないとされた場合

事例②



自治体からの通知または証明が必要！

入所希望日を子の1歳の誕生日の翌日以降として申し込みを行った場合

原則、支給対象期間の延長は認められません。

ただし、以下のような場合は、延長が認められる場合があります。

- 申し込みの時点で誕生日までの入所が締め切られていた場合
例) 令和3年2月1日生まれの子について、令和4年2月1日からの入所を希望して申し込みをしたが、既に締め切られていたため、令和4年3月1日を入所希望日として申し込んだ場合
- 空きがなく申し込みを受け付けていなかった場合で、申し込み可能な最短の入所希望日で申し込みを行った場合
例) 令和3年9月15日生まれの子について、令和4年9月1日からの入所を希望していたが、募集がなかったため、令和4年10月1日を入所希望日として申し込んだ場合

保育が実施されないことの証明

保育が実施されないことの確認は、原則として「市区町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」で行います。

上記書類を市区町村が発行することが困難な場合は、被保険者の疎明書をもって対応できることがあります。

詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークにご相談ください。

LL030625保01

POINT 上記 事例② について

●誕生日の前日までに申し込みを行っていることが前提となります。

1歳の誕生日の前日までに申し込みを行った場合で、やむを得ず、入所希望日を子の1歳の誕生日の翌日以降で申し込みを行った場合は、1歳の誕生日までの入所希望を受け付けていないことがわかる書類と、誕生日の前日までに申し込みを行っていることがわかる書類をもって場合により延長が認められる可能性があります。

例 入所希望月での受け付けを行っていない旨が記載された通知書と
申し込み可能な最短の入所希望日で申し込みをした書類など

※延長の可否については審査の上判断いたします。確認資料等添付により、**必ずしも延長が認められるとは限りません**

その他、育児休業給付金・延長に関してご不明な点がございましたら、管轄のハローワークにご相談ください。

ハローワーク大宮 雇用保険適用課

TEL：048-667-8609（21#）

ハローワーク大宮のホームページもあわせてご覧ください